

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぱう

平成24年
(2012年) 4月15日

第1829号

定価 1部20円

毎月3回5の日に発行
(購読料は会費に含む)

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.jp

市議会旬報

地方自治法改正案の審議で

関谷会長が自民へ要請

本会の関谷博会長（下関市議会議長）は4月5日、既に国会に提出されている地方自治法改正案の速やかな審議入りを求める要請について、自民党の要職者へ展開した。当日は関谷会長とともに、全国都道府県議会議長会の山本教和会長と全国町村議会議長会の高橋正会長も早期成立の必要性を訴えた。面談先は下掲。ねじれ国会のなか法案の

早期成立には、野党最大勢力である自民党の協力が不可欠。しかし、改正案は3月9日に国会へ提出されて以来、審議が進まず成立の見通しはまったく立たない。



関谷博・本会会長
(下関市議会議長)



平井たくや・自民党総務部会長に対し要請

関谷会長ら議会三団体会長は「地方自治法改正案の審議促進・早期成立について」と

題し、三議長の会長連名による要望書を携え要請活動を展開した。要望書は左掲。

二之湯智・自民党総務部会副部会長と面談する本会の関谷会長。二之湯氏は平成11年5月に京都市議会議長へ就任。その年の6月23日から13年5月22日まで本会の第53代会長を務めた。



地方自治法改正案の審議促進・早期成立について

今国会に政府が提出している地方自治法の改正案においては、長による臨時会の招集、専決処分等における不適切な運用を是正するとともに、通年会期の導入、委員会制度に関する条例事項の拡大など地方議会の運営に関して自主性・自律性を高めることにより議会審議の実効性を確保し、ひいては住民自治を充実させるための改正内容が盛り込まれている。

一方、会議への長の出席義務等について一定のルールを導入するなど議会と長の関係に配慮した内容となっている。

今回の改正は、新たな時代の地方議会のあり方を目指して地方制度調査会等において2年にわたり議会三団体も参加して議論してきた結果であり、改正法の早期成立が望まれる。

よって、議会三団体は地方自治法改正案の国会審議の促進・早期成立を強く要請する。

また、これまで議会三団体が要請してきた地方議会議員の位置付けの明確化及び政務調査費等活動基盤の充実を始め、更なる議会機能の強化についても併せて実現を図っていただきたい。

平成24年 4月 5日

全国都道府県議会議長会
会長 山本 教 和
全国市議会議長会
会長 関 谷 博
全国町村議会議長会
会長 高 橋 正

▽二之湯智・自民党総務部会副部会長▽石田真敏・衆議院総務委員会理事▽望月義夫・自民党国土交通部会長▽平井たくや・自民党総務部会長

自治法改正案は総理の諮問機関である地方制度調査会において議論され、意見集約を図ってきた。3月に提出された改正案は2年間にわたる議論が結実したものであり、国会での早期成立が求められる。改正案には、長による臨時会の招集、専決処分等における不適切な運用を是正する内容などが盛り込まれている。改正案が成立することで議会機能の充実、強化に繋がることが期待される。

【面談者一覧】要請順

市議会議員の皆様のための福利厚生制度

全国市議会議員 医療保険制度

中途加入のご案内

医療保険(1年契約用)、がん保険(1年契約用)

補償期間 平成24年7月1日午後4時から平成25年1月1日午後4時まで
保険期間が平成24年1月1日午後4時から平成25年1月1日午後4時までのご契約の中途加入となります。

申込締切日 平成24年4月27日(金)

半期に1度のご案内です。

詳細は 議会事務局にお届けしているパンフレットをご覧ください。

お問い合わせ

〈取扱代理店〉有限会社都市企画センター
〒162-0622 東京都杉並区下宮比町2-28 藤田橋ハイタウン328号
TEL.03-5261-8539 (受付時間:平日9:00~16:30)

〈引受保険会社〉東京海上日動火災保険株式会社 担当課 広域法人部法人第一課
〒102-0075 東京都千代田区三番町6-4
TEL.03-3515-4147 (受付時間:平日9:00~17:00)

23年度 本委員会 活動結果の概要

〈2〉

前号(本紙第1827・28号)では、本委員会の中でも地方行政委員会が所管する分野のうち、地方制度調査会が審議してきた地方自治法改正案への対応などに焦点を当て、概要を紹介した。今号では地行委が平成23年度に活動してきた要請内容の結果について、全般的に網羅して紹介することとする。合わせて今号では、地方財政委員会が活動してきた要請内容の結果についても紹介する。

地方行政委員会

1. 地方分権改革の推進

地行委では平成22年以来、地域主権関連3法の早期成立を求めてきた。3法とは「国と地方の協議の場に関する法律」「第1次一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)」「地方自治法の一部を改正する法律」。22年の通常国会に提出されていたものの継続審議を繰り返した。法案は宙に浮いた状態となっていた。

行委の活動の成果が実った。特に法制化された「国と地方の協議の場」は、地方関係者にとつて長年の悲願ともいえるべき存在。近代日本における地方自治制度が整備された明治期以来、国側の代表者と地方側の代表者が対等な立場

で交渉の場を持つ機会は、地域主権関連3法が成立するまで、法に担保された制度として存在していなかった。法制化されたのは6月13日には、第1回目の国と地方の協議の場が開催され、民主党が国の最重要課題と位置付ける「社会保障・税一体改革」を議題とし議論を交わした。自治体関係者にとり、まさに6月13日は国と地方の新たな関係を象徴する日、歴史的な第一歩を踏み出した日といえる。

このほか第1次一括法の成

立を受け、41法律に関し義務付け・枠付けの見直しが行われ、条例制定権の拡大が図られた。改正自治法では、議員定数の上限が撤廃され、議会事務局の法制担当や監査委員事務局が複数市町村で共同設置できるようになった。

また、第2次一括法が22年8月に成立し、188法律にわたる義務付け・枠付けの見直しが行われた。第3次一括法についても3月9日に閣議決定され、国会へ提出されている。

2. 地方議会の権能強化等

前号で解説したとおり地方議会の権能強化については、8月24日に発足した第30次地

方制度調査会での議論が、本会にとつて23年度における主戦場の1つとなった。菅総理(当時)から諮問された項目は▽議会のあり方をはじめとする住民自治のあり方▽我が国の社会情勢や地域社会などの変容に対応した大都市制度のあり方▽東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方――の3点。第30次地制調では片山総務相(当時)の後押しもあり、住民自治の強化規定などを盛り込んだ地方自治法の改正案について、まず審議することとされた(前号参照)。

3. 消防防災体制の充実強化

23年3月の東日本大震災発生以来、消防防災体制の一層の強化を図る機運が高まるなか、第3次補正が11月21日に成立。消防防災設備災害復旧補助金に43兆円、無償使用制度により整備した消防設備の復旧に0.5億円、消防防災通信基盤の緊急整備に152億円、緊急消防援助隊の機能強化に56億円が措置された。また、24年度の消防庁予算では、概算要求枠総額が対前年度比22.5%減の102億円にとどまったが、「日本再生重点化措置」要望額や「東日本大震災復旧・復興」要求額を加えた総額では、対前年度比6.4%増の272億円を確保した。

4. 過疎地域の自立促進

過疎自立等自立活性化推進交付金は、前年度同額となる5億円を確保。生活の安心・安全確保対策、産業振興、集落の維持・活性化対策など、ソフト事業に対し幅広く支援することとしている。また、定住促進団地の整備、空き家活用事業などに対しても補助することとしている。

辺地対策事業債は24年度地方債計画で、前年度から15億

円減の397億円となった。しかし過疎対策事業債については、前年度から200億円の増額となる2900億円を確保した。両事業債を合計すると3297億円となり、23年度の3112億円から185億円の増額が図られた。

5. 合併市町村に対する支援の拡充

合併特例債の起債期間の特例を定める「東日本大震災による被害を受けた合併市町村

に係る地方債の特例に関する法律」が8月24日に成立し、8月30日に施行された。同法施行により、23年度に合併特例債を起すことができる合併市町村であり、特定被災区域となっている自治体については、同債を起すことが可能な期間を5年延ばす。延長対象となった自治体は8月17日の段階で72市町に及んだ。

6. 基地対策関係予算の確保
24年度政府予算案では、総

務省所管の基地対策交付金が267.4億円、調整交付金が68億円、いずれも前年度と同額を確保した。防衛省所管の基地周辺対策経費も前年度と同額を確保。1185億円を確保し、学校や病院の防災機能を整備することとした。

7. 治安対策の強化等

24年度の警察庁予算案は、前年度から117億円の増額となる25568億円。特に「組織犯罪対策の推進」が強

化され、5億円の増額となる46.6億円を確保した。

8. 北方領土返還

24年度予算案として前年度から2.4億円減の18.2億円を確保し、若い世代への啓発・教育機会の拡充などが図られる。

9. 人権救済制度の確立

24年度法務省人権擁護局予算案は33億円。人権侵害による被害者救済活動の充実強化などが図られる。

地行委に引き続き地方財政委員会についても、ポイントとなった項目に焦点を当てたのち、要望の成果を網羅して解説することとする。3面では、まずポイントを紹介する。

地方財政委員会

▽地方財政計画の概要

平成24年度の地財計画は通常収支分のほか、東日本大震災分を別枠で加えた2本立て。震災枠を別途設け「震災復興特別交付税」を創設した。地財計画のうち、通常収支分の規模は81兆8647億円。財政状況が厳しいなか、前年度からの減少幅を微減にとどめた。一般財源の総額は、政府が8月12日に閣議決定した中長期財政フレームに沿いつつ、前年度と同水準の59兆6241億円を確保した。地方税及び地方譲与税は、35兆9184億円を確保。前年度と比べ3398億円の増額となった。

収分として1271億円が措置される。

通常収支分のうち、地方交付税については、実際に地方自治体へ配分する出口ベースで17兆4545億円を確保した。23年度と比べ811億円増となり5年連続の増額確保

▽社会保障・税一体改革

23年度は、社会保障・税一体改革への対応に追われた1年間ともいえる。法定化後初となる国と地方の協議の場が6月13日に開催されて以来、協議の場における主役の座は常に一体改革であったといっても過言ではない。

増高の一端を担う社会保障費を賄うため、消費税の税率引き上げを政府は目指している。しかし当初、政府は社会保障の全体像を見ようとせず、国の所管分野に限定して議論を進めようとしていた。

社会保障の全体像を捉えるには、国と地方の役割分担に関する認識を政府全体として共有しておく必要がある。総

となった。

総務省と財務省による地財決着の内容は、十分に評価できるもの。地財決着を受け、地方六団体が12月22日に発表した共同声明でも、地方側へ配慮した政府の姿勢に高評価を与えた(本紙第1818号参照)。

このほか地方の財源不足を補填、地方交付税の代替的な性格を有する臨時財政対策債

務省が調査した費用推計によると、ガン検診や乳幼児検診など地方が単独で実施している事業の総経費は6・2兆円に及ぶ。うち増税にあたり、消費税収を国と按分して充てるべき地方単独事業費は5・1兆円。しかし厚生労働省は総務省と見解を異にし、国民健康保険制度や予防接種などを消費税増収分の配分対象に含めず、地方単独事業は3・8兆円と主張した。増収分の配分を巡り、国と地方の激しい議論の応酬となった。

最終的に年末まで議論がもつた結果、厚労省案をベースとしつつ、増収分の適用範囲を拡大することで決着。消費税の5%引き上げが実現し

は6兆1333億円にとどめた。臨財債は地方交付税の不足額を地方債で穴埋めする制度で、いわば地方の借金。このため、本会の地方財政委員会も臨財債を発行せず、地方交付税によって財源を賄うべきだと主張してきた。結果、24年度は前年度比260億円減と、わずかながら抑制することができた。

た場合、増収分の配分割合を国3・46%、地方1・54%とするので決着した。

▽車体課税

12月10日に閣議決定した24年度税制改正大綱では車体課税、とりわけ地方財政を維持するために欠かせない自動車重量税について1500億円の削減を決定。同時に24年3月で期限が切れるエコカー減

税は、対象車の燃費基準を厳しくしたうえ、27年度までの3年間延長を決定した。国税である自動車重量税、都道府県民税である自動車取得税については、自動車業界や経済産業省などから課税制度が煩雑であることのほか、二重・三重課税となっている問題点を指摘し、両税を廃止すべきと訴えていた。業界関係者らとしては輸出への影響をにらみ、歴史的な円高による打撃を少しでも和らげたいところ。

重量税は国税であるものの、国税の4割は譲与税として地方へと配分される。23年度予算・地方財政計画ベースでは約3000億円が地方へ配分されており、地方にとって貴重な財源となっている。重量税廃止は地方の財源にも跳ね返るため、それだけでも

子どもに対する手当等はいは24年度の国と地方の費用負担割合を2対1とすることで決着。年少扶養控除廃止に伴う住民税の増収分5050億円のうち、2440億円を充当する(詳細は次号掲載の社会

地方を納得させることは困難。そこで政府は自動車業界に配慮しつつ、地方への影響を最小限に抑えるため、エコカー減税制度に着目した。

エコカー減税は自動車の取得時、一定の燃費基準を満たす自動車の自動車取得税を軽減する措置。環境対象車の普及・促進を目的に21年度から導入され、23年8月登録の新車の実に8割が減税対象に該当していた。しかし、エコ

カー減税の対象である自動車取得税は地方にとって固有の財産。減税は地方財政を圧迫する制度ともなっていた。

政府は24年度の税制改正大綱で燃費基準を改正しハードルを高くすることで、重量税の減収分とエコカー減税の減収の圧縮で均衡させることを決定。地方側の主張に一定程度配慮する格好となった。

る。免税軽油制度については、23年度末で期限切れを迎える予定だった。しかし農業や漁業など、燃油を多く使用する産業界への打撃を不安視する地方の声に後押しされ、政府は延長措置を講じることとした。【4ページへ続く】

文教委における要望結果概要を紹介。

▽免税軽油制度の存続

9月定例会で各市から最多となる意見書・決議数が寄せられた免税軽油制度(本紙第1817号参照)は、課税免除の特例期間を3年間延長す

地方財政委員会

概要を紹介する。3面では、地財委が取り扱った案件の中でも、特に焦点となっていた課題を取り上げ紹介した。4面では、地財分野の全体像について迫ってみる。

1. 地方一般財源総額の確保

平成24年度政府予算案の一般会計フレームでは、前年度から2兆7777億円の減となる90兆3339億円の歳入を見込んでいます。内訳は、収入が42兆3460億円、その他収入が3兆7439億円、公債金が4兆2440億円。対前年度比で見ると、収入は1兆4190億円の増を見込んでいます。その他収入は3兆4427億円の減を見込む。公債金は前年度から540億円の減とし、公債依存度の圧縮に努めた。ただし基礎年金国庫補助負担金の財源不足を賄う「年金交付国債」は制度上、公債金に含まれないため、新規国債発行額には含まれていない。

歳入と見込む90兆3339億円の使い道は、国債費として対前年度比3951億円増の21兆9442億円へ当てられるほか、地方交付税交付金などを含む基礎的財政収支対

3面に引き続き、4面でも地方財政委員会の要望結果の地財委が取り扱った案件の中

象経費へ当てられる。同経費

は対前年度比2兆4728億円減の68兆3897億円とされ、借金返済のしわ寄せが同経費へと波及した様相を呈している。同経費のうち、地方交付税交付金等には、対前年度比で1905億円減となる16兆5940億円が当てられ

また、過去に高金利で借り入れた地方債については、公債費負担の軽減を図るため24年度までの3年間で、年利5%以上の公的資金の補償金免

2. 都市税源等の充実強化

市町村における基幹税目の除線償還が1・1兆円程度で実施される。公的資金とは、旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の3つを指す。

また、過去に高金利で借り入れた地方債については、公債費負担の軽減を図るため24年度までの3年間で、年利5%以上の公的資金の補償金免

3. 地方債資金の所用額確保

24年度地方債計画の総額は13兆5396億円。対前年度比1944億円の減となっている。このうち普通会計分は対前年度比3118億円の減となる11兆1654億円、公営企業会計等分は対前年度比1174億円の増となる2兆3742億円。極めて厳しい財政状況のなか、所要の地方債資金が確保された。

また、過去に高金利で借り入れた地方債については、公債費負担の軽減を図るため24年度までの3年間で、年利5%以上の公的資金の補償金免

4. 地方公営企業の経営健全化等

地方公営企業の経営基盤を強化するため、地方債計画のうち公営企業債については、対前年度比1152億円の増となる2兆4432億円が確保された。内訳は▽水道事業が対前年度比38億円増の3636億円▽交通事業が対前年度比1億円減の2356億円

また、過去に高金利で借り入れた地方債については、公債費負担の軽減を図るため24年度までの3年間で、年利5%以上の公的資金の補償金免

5. 国庫補助負担金の整理合理化

地域自主戦略交付金の拡充が図られる。同交付金は「地域主権戦略大綱(22年6月22日閣議決定)」に基づき、ひも付き補助金を段階的に廃止するとともに、地域の自由裁量

また、過去に高金利で借り入れた地方債については、公債費負担の軽減を図るため24年度までの3年間で、年利5%以上の公的資金の補償金免

ている。ただし、この額はあくまでも入り口ベースの金額。実際に自治体へ配分される出口ベースでは、対前年度比812億円増の17兆4545億円が確保されている。

このほか東日本大震災復興特別会計(仮称)が新たに設けられ、一般会計から5507億円が繰り入れられることとなった。特会の規模は3兆7754億円。震災からの復興経費などへ当てられる。

1つが固定資産税。24年度は固定資産の評価替えが実施される年に該当するが、景気の伸び悩みなどに起因し土地・建物の価格下落が進み、市町村にとって大幅な減収が見込まれる。24年度税収では、5000億円程度の減収が見込まれている。減収額の圧縮に向け、バブル期の地価高騰時に納税者の負担軽減を図るため導入された特例措置について見直すよう、これまで地財委では求めてきた。しかし景気が低迷するなか、住宅市場

めるエネルギー起源のCO₂については、排出を抑制する観点から「地球温暖化対策のための税」を導入する。全化石燃料を課税ベースとする石油石炭税へCO₂排出量に応じた税率を上乘せし、排出抑制に向けた取り組みを促す。現行の石油石炭税では、原油と石油製品が1キロリット当たり2040円、ガス状炭化水素が1リットル当たり1080円、石炭が1リットル当たり700円。それぞれ760円、780円、670円を上積みする。

強化するため、地方債計画のうち公営企業債については、対前年度比1152億円の増となる2兆4432億円が確保された。内訳は▽水道事業が対前年度比38億円増の3636億円▽交通事業が対前年度比1億円減の2356億円

▽病院事業・介護事業が対前年度比530億円増の3374億円▽地域開発事業が対前年度比263億円減の1304億円▽下水道事業が対前年度比249億円増の1兆1908億円——などとなっている。

大が図られることとなったほか、新たに政令指定都市分が創設されることとなり、制度の充実が図られる。

対象となる補助金については政令指定都市分だと▽学校施設環境改善交付金の一部▽水道施設整備費補助の一部▽

5. 国庫補助負担金の整理合理化

地域自主戦略交付金の拡充が図られる。同交付金は「地域主権戦略大綱(22年6月22日閣議決定)」に基づき、ひも付き補助金を段階的に廃止するとともに、地域の自由裁量

大が図られることとなったほか、新たに政令指定都市分が創設されることとなり、制度の充実が図られる。

対象となる補助金については政令指定都市分だと▽学校施設環境改善交付金の一部▽水道施設整備費補助の一部▽

業へと拡大された。